

介護保険金のお支払い① (所定の要介護状態)

介護保険金は、責任開始期以後の原因によって、約款に定める要介護状態に該当され、その状態が一定期間継続した場合がお支払いの要件となります。

所定の要介護状態とは以下のいずれかの状態をいいます。

<p>認知症による 要介護状態が90日以上継続</p>	<p>寝たきりによる 要介護状態が180日以上継続</p>
<p>医師の資格を持つ者により、「器質性認知症」と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>■見当識障害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間の見当識障害：季節や朝・昼・夜の認識ができない ・場所の見当識障害：自分の家や今いる場所の認識ができない ・人物の見当識障害：日頃接している人の認識ができない 	<p>常時寝たきり状態で、次の①②両方に該当して他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>① ベッド周辺の歩行ができない</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>② 次の2項目以上に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣服の着脱が自分ではできない ・入浴が自分ではできない ・食物の摂取が自分ではできない ・排泄後の拭取り始末が自分ではできない

お支払いする場合

「脳卒中」を発症。その後意識は回復したが、「器質性認知症」と診断され、見当識障害(時間、場所、人物の認識ができない)が残存し、90日以上継続したとき

「脳卒中」を発症。その後リハビリを継続するも、ベッド周辺の歩行に加え、衣服の着脱や入浴が介助がなければ全く自分でできない状態が180日以上継続したとき

お支払いできない場合

「脳卒中」を発症。その後、「器質性認知症」と診断されたが、季節や朝・昼・晩、自宅や病院、家族などについては何とか認識可能で、見当識障害の診断がされていないとき

「脳卒中」を発症。左半身麻痺となり、衣服の着脱や入浴、食物の摂取に介助が必要となったが、リハビリにより3ヵ月後、ベッド周辺の歩行が、補助器具、および装具を使用すれば、自分でできるようになったとき

保険金・給付金のお支払いについて

！ ご注意

- 支払対象となる所定の要介護状態は、公的介護保険制度による要介護認定とは基準が異なります。
- 所定の要介護状態に該当した場合に、以後の保険料のお払込みが不要となる保険種類もあります。

